

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
道企業管理規程	
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程.....	1
○北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程	1
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程の一部を改正する規程.....	12
道監査委員会告示	
○北海道監査委員規程の一部改正.....	13
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部改正.....	14
○北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正.....	15
道労働委員会訓令	
○北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令.....	26
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令.....	36
道公安委員会規則	
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則.....	37
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	37
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	39
○北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則.....	45
道警察本部告示	
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程.....	47

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成17年3月31日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道企業管理規程第2号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「常時勤務を要する企業職員（以下「職員」という。）」を「職員（地方公務員

法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく臨時的任用職員（以下「臨時職員」という。）を除く。以下同じ。）」に改める。

第5条第1項中「職員の初任給」を「職員（任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第3条任期付職員」という。）及び任期付職員条例第4条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）の初任給」に、「昇給等」を「及び昇給」に改め、同条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第3項中「占める職員」を「占める再任用職員」に改め、同条第4項の次に次の項を加える。

5 第3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額、任期付職員条例の第3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の例による。

第10条第1項第2号中「道職員の例による距離」を「2キロメートル」に、「条例第6条第1号に掲げる職員が受ける通勤手当の額を考慮して、2,000円に道職員が受ける相当額」を「2,000円に道職員の例による額」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第14条第3項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「同条第2項」を「同条第1項」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「勤務時間等条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定により定められた週休日並びに給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等」を「週休日及び条例第11条に規定する休日等（以下「休日等」という。）」に改める。

第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条第3項中「にあっては、常時勤務に服する職員との権衡を考慮して管理者が定めるもの」を「及び任期付短時間勤務職員にあっては、1週間の勤務時間が40時間を超えなくなった職員」に改める。

第20条の2第2項を削る。

第29条中「特定任期付職員」の次に「、第3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成17年3月31日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道企業管理規程第3号

北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する北海道企業局規程の一部を改正する規程

北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第5項、第25条第3項、第29条第2項及び第31条第2項」を「第25条第5項、第29条第3項及び第36条第2項」に改める。

第6条中「第16条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第7条中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第1号中「又は別記第5号様式の個人情報開示（不存在）決定通知書」を削り、同条第2号中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第3号中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第8条を次のように改める。

（個人情報の存否を明らかにしない決定通知書）

第8条 条例第21条第2項において準用する条例第20条第1項の書面は、別記第7号様式の個人情報の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

第19条から第22条までを削る。

第18条中「第27条第1項」を「第32条」に改め、同条第1号中「別記第11号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第2号中「別記第12号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第22条とする。

第17条中「第26条第2項において準用する条例第16条第2項」を「第31条第3項」に、「別記第10号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第21条とする。

第16条中「第25条第2項」を「第29条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第15条の見出し中「個人情報」を「訂正の請求に係る個人情報」に改め、同条を第19条とする。

第14条第1項中「第25条第1項」を「第29条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項中「第25条第1項第4号」を「第29条第1項第5号」に改め、同条を第18条とする。

第13条第1項中「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第12条中「第22条」を「第26条」に改め、同条を第16条とする。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条第1項中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第8条の2中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（個人情報不存在通知書）

第9条 条例第22条の通知は、別記第8号様式の個人情報不存在通知書により行うものとする。

る。

（開示請求事案移送通知書）

第10条 条例第23条第2項の書面は、別記第9号様式の開示請求事案移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第11条 条例第24条第1項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

（1）開示請求年月日

（2）意見書の提出先及び提出期限

2 条例第24条第2項の実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第17条の規定により開示する旨及びその理由とする。

3 条例第24条第2項の書面は、別記第10号様式の個人情報の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第24条第3項の書面は、別記第11号様式の個人情報の開示決定に係る通知書によるものとする。

第23条を次のように改める。

（訂正請求事案移送通知書）

第23条 条例第33条第1項の書面は、別記第16号様式の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

第23条の次に次の8条を加える。

（個人情報訂正実施通知書）

第24条 条例第34条の書面は、別記第17号様式の個人情報訂正実施通知書によるものとする。
（個人情報利用停止請求書）

第25条 条例第36条第1項の利用停止請求書は、別記第18号様式の個人情報利用停止請求書（以下「利用停止請求書」という。）によるものとする。

2 条例第36条第1項第5号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の利用停止を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

（利用停止の請求に係る個人情報の開示を受けたことの確認）

第26条 管理者は、利用停止の請求に係る個人情報の開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止の請求をしようとする者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（郵送等による個人情報の利用停止の請求）

第27条 第5条の規定は、郵送等による個人情報の利用停止の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示」とあるのは「利用停止」と、同条第2項中「開示を」とあるのは「利用停止を」と、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書及び開示

決定通知書又は一部開示決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

（個人情報利用停止決定期間延長通知書）

第28条 条例第38条第3項の書面は、別記第19号様式の個人情報利用停止決定期間延長通知書によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第29条 条例第39条の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報の利用停止（一部の利用停止をする場合を含む。次号において同じ。）をすることと決定したとき。 別記第20号様式の個人情報利用停止決定通知書
- (2) 個人情報の利用停止をしないことと決定したとき。 別記第21号様式の個人情報非利用停止決定通知書
（審査会に諮問した旨の通知）

第30条 条例第41条の通知は、別記第22号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等の通知）

第31条 条例第42条において準用する条例第24条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 条例第42条第1号の決定をしたとき。 別記第23号様式の第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書
- (2) 条例第42条第2号の決定をしたとき。 別記第24号様式の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第2号様式中「7 受 理 年 月 日」を「7 受 付 年 月 日」に改め、「平成」を削る。

別記第3号様式中「平成」を削り、「第16条第2項」を「第19条」に、「第16条第1項」を「第19条第1項本文」に、「期間を延長する」を「延長区分、延長の」に、

理 由	延長区分	(1) 北海道個 (2) 北海道個 (3) 北海道個
	理 由	

個人情報保護条例第19条第1項ただし書
個人情報保護条例第19条第2項本文
個人情報保護条例第19条第2項ただし書

に改める。

別記第4号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に改める。

別記第5号様式を削る。

別記第6号様式中「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、

5 備 考	
-------	--

を

5 備 考	
-------	--

- 1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改め、

「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を
北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。」

削り、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、

「

6 備 考

」

を

「

6 備 考

」

1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

」

に改め、

「

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

」

削り、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式（第8条関係）

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 存否を明らかにしない理由	北海道個人情報保護条例第18条に該当

3 担 当 課 等	電話 （内線）
4 備 考	

1 この個人情報の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第9条関係）

個 人 情 報 不 存 在 通 知 書

第 号

年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

年 月 日開示請求のあった個人情報については、存在しませんでしたので、北海道個人情報保護条例第22条の規定により、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 不 存 在 の 理 由	

3 担 当 課 等	電話 (内線)
4 備 考	

- 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第13号様式から別記第15号様式までを削る。

別記第12号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。」

- 「1 この非訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第11号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。」

「1 この訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があった

ことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第10号様式中「第17条関係」を「第21条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第2項において準用する同条例第16条第2項」を「第31条第2項」に、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、「期間を延長する」を「延長区分、延長の」に、

理 由		を	延長区分	(1) 北海道個 (2) 北海道個
			理 由	

個人情報保護条例第31条第2項本文
個人情報保護条例第31条第2項ただし書

に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第9号様式中「第14条、第16条関係」を「第18条、第20条関係」に、「第24条第1項」を「第28条第1項」に、

「 1 訂正を求める箇所

を

「 1 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日 年 月 日

2 訂正を求める箇所

に、「2 訂正を求める内容」を「3 訂正を求める内容」に、「3及び4」を「4及び5」に、「3 本人の氏名及び住所」を「4 本人の氏名及び住所」に、
「4 本人の未成年者又成年被後見人の別（当する番号を○印でしてください。）」
は「5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）」に、「5から9まで」を「6から10まで」に、「5 請求者の本人確認」を「6 請求者の本人確認」に、「6 請求資格確認」を「7 請求資格確認」に、「7 受理年月日」を「8 受付年月日」に改め、「平成」を削り、「8 担当課等」を「9 担当課等」に、「9 備考」を「10 備考」に改め、同様式を別記第12号様式とし、別記第8号様式の次に次の3様式を加える。

別記第9号様式（第10条関係）

開 示 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道公営企業管理者 印

年 月 日付けでされた個人情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送した担当課等	

	電話 (内線)	
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (部 課) 電話 (内線)	
6 備考		

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うことになります。
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式（第11条関係）

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道公営企業管理者 印

北海道個人情報保護条例に基づき、年 月 日に次のとおりに関する情報が含まれている個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る個人情報を次の理由により開示することに対して、北海道個人情報保護条例第24条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「個人情報の開示決定に係る意見書」により、年 月 日までに御返送ください。

1 開示請求に係る個人情報に含まれている情報の内容	
2 北海道個人情報保護条例第17条の規定により開示をする理由	
3 意見書の提出先	(〒 -)

(担 当 課 等)	電話 FAX	(内線)
4 備 考		

(日本工業規格A 4)

別紙

個人情報の開示決定に係る意見書

年 月 日

北海道公営企業管理者 様

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

電話番号

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る個人情報 に含まれている自己に 関する情報の内容			
2 開示決定に対する反対 意思の有無		有	無
3 意見	開示されると 支障がある部分		
	開示されると 支障がある理由		

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載し
てください。

(日本工業規格A 4)

別記第11号様式 (第11条関係)

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号

年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

年 月 日付けの

に関する情報が含まれている個人

情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次の
とおり個人情報の開示決定をしたので、通知します。

1 開示請求に係る個人 情報に含まれている に 関する情報の内容	
2 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 課 等	電話 (内線)
6 備 考	

1 この開示決定 (以下「処分」という。) に不服がある場合には、この処分があった
ことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して行政
不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異
議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されま
すので、御了承ください。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日 (1による異議

申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式（第23条関係）

訂 正 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道公営企業管理者 

年 月 日付けでされた個人情報の訂正請求について、北海道個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 訂正請求に係る個人情報の内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送した担当課等	電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 部 課 電話 (内線)

6 備 考

注 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正等の決定をすることになります。

不明な点は、担当部等にお問い合わせください。

（日本工業規格A4）

別記第16号様式の次に次の8様式を加える。

別記第17号様式（第24条関係）

個 人 情 報 訂 正 実 施 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道公営企業管理者 

年 月 日付けで提供をした個人情報について北海道個人情報保護条例に基づき訂正請求があり、次のとおり訂正をしましたので、同条例第34条の規定により、通知します。

1 提供をした個人情報の内容	
2 訂正をした箇所及び内容	
3 訂正年月日	年 月 日
4 担当課等	電話 (内線)
5 備 考	

(日本工業規格A 4)

別記第18号様式 (第25条関係)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道公営企業管理者 様

住 所

氏 名

連絡先

電話番号

北海道個人情報保護条例第35条第1項又は同条第2項において準用する同条例第14条第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止を求める箇所	
3 利用停止を求める内容及び理由	

法定代理人による請求の場合には、次の4及び5の欄にも記入してください。

4 本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号
5 本人の未成年者又は成年被後見人の別 (該当する番号を○印で囲んでください。)	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人

次の6から10までの欄は、記入する必要はありません。

6 請求者の本人確認	(1) 運転免許証	(2) 健康保険の被保険者証
	(3) 旅券	(4) その他 ()
7 請求資格確認	(1) 法定代理人 ()	(2) その他 ()
8 受付年月日	年 月 日	
9 担当課等	電話	(内線)

10 備 考

- 注1 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類 (運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等) を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類 (戸籍謄本等) を提出し、又は提示してください。
- 3 開示を受けたことの確認が必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

(日本工業規格A 4)

別記第19号様式 (第28条関係)

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公営企業管理者

印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 個人情報の内容		
2 北海道個人情報保護 条例第38条第 1 項に規 定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 延長区分、延長の理 由及び延長後の決定時 期	延長区分	(1) 北海道個人情報保護条例第38条第 2 項本文 (2) 北海道個人情報保護条例第38条第 2 項ただし書
	理 由	
	決定時期	年 月 日

4 担 当 課 等	電話 (内線)
5 備 考	

(日本工業規格A4)

別記第20号様式 (第29条関係)

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公営企業管理者 

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保

護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定し
その一部の利用停止

たので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所及び内容	
2 利用停止をする箇所及び内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 一部利用停止をする理由 (一部利用停止をするときのみ記入)	
5 担 当 課 等	電話 (内線)
6 備 考	

--	--

- この利用停止決定 (以下「処分」という。) に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日 (1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日) の翌日から起算して6月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。) を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A4)

別記第21号様式 (第29条関係)

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公営企業管理者 

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保

護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所	
2 利用停止をしない理由	
3 担 当 課 等	電話 (内線)
4 備 考	

- 1 この非利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A 4）

別記第22号様式（第30条関係）

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道公営企業管理者



年 月 日付けの異議申立てについて、北海道個人情報保護条例第40条の規定により、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報の内容及び決定	
2 異議申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当課等	電話 (内線)
5 備考	

（日本工業規格A 4）

別記第23号様式（第31条関係）

第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公営企業管理者



に関する情報が含まれている個人情報について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報（開示決定した個人情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報	
3 異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当課等	電話 (内線)
6 備考	

（日本工業規格A 4）

別記第24号様式（第31条関係）

異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道公営企業管理者 印

に関する情報が含まれている個人情報について、 年

月 日付け 第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報（非開示とした個人情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、に関する情報	
2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報	
3 異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 課 等	電話 (内線)
6 備 考	

（日本工業規格A4）

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 3月31日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道企業管理規程第 4 号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程の一部を改正する規程
北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程（平成14年北海道企業管理規程第 3号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中「平成」を削る。
別記第 4 号様式中「平成」を削り、
「 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができま す。」
「 1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。
2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

める。

別記第 5 号様式中「平成」を削り、
「 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができま す。」

「 1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。
2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による

異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 める。 別記第6号様式中「平成」を削り、 「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。」 「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 める。 別記第7号様式中「平成」を削り、 「この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。」 「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して	に改 を に改 に改								
1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 める。 別記第10号様式中「平成」及び「この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、 に関する情報が開示されますので、御了承ください。」を削り、 <table><tr><td>6</td><td>備</td><td>考</td><td>を</td></tr></table> 」 <table><tr><td>6</td><td>備</td><td>考</td><td></td></tr></table> 1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公営企業管理者に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 に改 める。 別記第8号様式及び第9号様式中「平成」を削る。 別記第11号様式中「平成」を削り、「北海道情報公開審査会」を「北海道情報公開・個人情報保護審査会」に改める。 附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。	6	備	考	を	6	備	考		
6	備	考	を						
6	備	考							
道 監 査 委 員 告 示									
北海道監査委員告示第1号 北海道監査委員規程（昭和44年北海道監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。 平成17年3月31日									

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 徳 永 光 孝
北海道監査委員 宮 間 利 一

第2条第5項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る北海道を被告とする訴訟に関する事項

イ 訴訟代理人の選定に関すること。

ロ その他訴訟に関すること。

第3条第1項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る北海道を被告とする訴訟に関すること。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

北海道監査委員告示第2号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程（平成10年監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 徳 永 光 孝
北海道監査委員 宮 間 利 一

別記第2号様式及び別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委

員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第5号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第6号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第7号様式中「平成」を削り、
「この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

を

- 「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第10号様式中「この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。」を削り、

「	6	備	考	」
---	---	---	---	---

を

「	6	備	考	」
---	---	---	---	---

- 1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。

ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第11号様式中「北海道情報公開審査会」を「北海道情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

北海道監査委員告示第3号

北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 徳 永 光 孝
北海道監査委員 宮 間 利 一

第4条中「第21条第5項、第25条第3項、第29条第2項及び第31条第2項」を「第25条第5項、第29条第3項及び第36条第2項」に改める。

第6条中「第16条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第7条中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第1号中「又は別記第5号様式の個人情報開示（不存在）決定通知書」を削り、同条第2号中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第3号中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第8条を次のように改める。

（個人情報の存否を明らかにしない決定通知書）

第8条 条例第21条第2項において準用する条例第20条第1項の書面は、別記第7号様式の個人情報の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

第19条から第22条までを削る。

第18条中「第27条第1項」を「第32条」に改め、同条第1号中「別記第11号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第2号中「別記第12号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第22条とする。

第17条中「第26条第2項において準用する条例第16条第2項」を「第31条第3項」に、「別記第10号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第21条とする。

第16条中「第25条第2項」を「第29条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第15条の見出し中「個人情報」を「訂正の請求に係る個人情報」に改め、同条を第19条と

する。

第14条第1項中「第25条第1項」を「第29条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項中「第25条第1項第4号」を「第29条第1項第5号」に改め、同条を第18条とする。

第13条第1項中「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第12条中「第22条」を「第26条」に改め、同条を第16条とする。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条第1項中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第8条の2中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（個人情報不存在通知書）

第9条 条例第22条の通知は、別記第8号様式の個人情報不存在通知書により行うものとする。

（開示請求事案移送通知書）

第10条 条例第23条第2項の書面は、別記第9号様式の開示請求事案移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第11条 条例第24条第1項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

（1）開示請求年月日

（2）意見書の提出先及び提出期限

2 条例第24条第2項の実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第17条の規定により開示する旨及びその理由とする。

3 条例第24条第2項の書面は、別記第10号様式の個人情報の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第24条第3項の書面は、別記第11号様式の個人情報の開示決定に係る通知書によるものとする。

第23条を次のように改める。

（訂正請求事案移送通知書）

第23条 条例第33条第1項の書面は、別記第16号様式の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

第23条の次に次の8条を加える。

（個人情報訂正実施通知書）

第24条 条例第34条の書面は、別記第17号様式の個人情報訂正実施通知書によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第25条 条例第36条第1項の利用停止請求書は、別記第18号様式の個人情報利用停止請求書（以下「利用停止請求書」という。）によるものとする。

2 条例第36条第1項第5号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の利用停止を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

（利用停止の請求に係る個人情報の開示を受けたことの確認）

第26条 監査委員は、利用停止の請求に係る個人情報の開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止の請求をしようとする者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（郵送等による個人情報の利用停止の請求）

第27条 第5条の規定は、郵送等による個人情報の利用停止の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示」とあるのは「利用停止」と、同条第2項中「開示を」とあるのは「利用停止を」と、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書及び開示決定通知書又は一部開示決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

（個人情報利用停止決定期間延長通知書）

第28条 条例第38条第3項の書面は、別記第19号様式の個人情報利用停止決定期間延長通知書によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第29条 条例第39条の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1）個人情報の利用停止（一部の利用停止をする場合を含む。次号において同じ。）をすることと決定したとき。 別記第20号様式の個人情報利用停止決定通知書

（2）個人情報の利用停止をしないことと決定したとき。 別記第21号様式の個人情報非利用停止決定通知書

（審査会に諮問した旨の通知）

第30条 条例第41条の通知は、別記第22号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等の通知）

第31条 条例第42条において準用する条例第24条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1）条例第42条第1号の決定をしたとき。 別記第23号様式の第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

（2）条例第42条第2号の決定をしたとき。 別記第24号様式の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第2号様式中「7 受 理 年 月 日」を「7 受 付 年 月 日」に改め、「

平成」を削る。
別記第3号様式中「平成」を削り、「第16条第2項」を「第19条」に、「第16条第1項」を「第19条第1項本文」に、「期間を延長する」を「延長区分、延長の」に、

理 由		を	延長区分	(1) 北海道個 (2) 北海道個 (3) 北海道個
			理 由	

個人情報保護条例第19条第1項ただし書
個人情報保護条例第19条第2項本文
個人情報保護条例第19条第2項ただし書

--

に改める。

別記第4号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に改める。

別記第5号様式を削る。

別記第6号様式中「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、

5 備 考	
-------	--

5 備 考	
-------	--

- 1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表

監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、

「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

削り、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、

6 備 考	
-------	--

を

6 備 考	
-------	--

- 1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、

「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

削り、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式（第8条関係）

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員

印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 存否を明らかにしない理由	北海道個人情報保護条例第18条に該当
3 担当課等	監査委員事務局 電話 (内線) 課
4 備考	

- 1 この個人情報の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- （日本工業規格A4）

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第9条関係）

個人情報不存在通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員



年 月 日開示請求のあった個人情報については、存在しませんので、北海道個人情報保護条例第22条の規定により、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 不存在の理由	
3 担当課等	監査委員事務局 課 電話 (内線)
4 備考	

- 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- （日本工業規格A4）

別記第13号様式から別記第15号様式までを削る。

別記第12号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

- 教 示
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。
- 「1 この非訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起

することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第11号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

「
教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を
北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。」

「1 この訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第10号様式中「第17条関係」を「第21条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第2項において準用する同条例第16条第2項」を「第31条第2項」に、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、「期間を延長する」を「延長区分、延長の」に、

「
理 由
を
延長区分 (1) 北海道個
(2) 北海道個
理 由
」

個人情報保護条例第31条第2項本文
個人情報保護条例第31条第2項ただし書

に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第9号様式中「第14条、第16条関係」を「第18条、第20条関係」に、「第24条第1

項」を「第28条第1項」に、

「
1 訂正を求める箇所
」

を

「
1 訂正請求に係る個人情報
の開示を受けた日 年 月 日
2 訂正を求める箇所
」

に、「2 訂正を求める内容」を「3 訂正を求める内容」に、「3及び4」を「4及び5」

「4 本人の未成年者又
成年被後見人の別（
に、「3 本人の氏名及び住所」を「4 本人の氏名及び住所」に、 当する番号を○印で
んてください。）

は 「5 本人の未成年者又は
該 成年被後見人の別（該
を 当する番号を○印で囲
」 んてください。） 」

求者の本人確認」を「6 請求者の本人確認」に、「6 請求資格確認」を「7
請求資格確認」に、「7 受理年月日」を「8 受付年月日」に改め、
「平成」を削り、「8 担当課等」を「9 担当課等」に、「9 備考」を「10 備考」に改め、同様式を別記第12号様式とし、別

記第8号様式の次に次の3様式を加える。

別記第9号様式（第10条関係）

開 示 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号

年 月 日

様

北海道監査委員

印

年 月 日付けでされた個人情報の開示請求について、北海道個人情報保

護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 請求に係る個人情報
の内容

2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 (監査委員)の担当課等	監査委員事務局 課 電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (部 課) 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。
(日本工業規格A4)

別記第10号様式（第11条関係）

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

北海道個人情報保護条例に基づき、 年 月 日に次のとおり
に関する情報が含まれている個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る個人情報を次の理由により開示することに対して、北海道個人情報保護条例第24条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「個人情報の開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までに御返送ください。

1 開示請求に係る個人情報に含まれている	
----------------------	--

に関する 情報の内容	
2 北海道個人情報保護 条例第17条の規定によ り開示をする理由	
3 意見書の提出先 (担当課等)	(〒 -) 監査委員事務局 課 電話 (内線) FAX
4 備 考	

(日本工業規格A4)

別紙

個人情報の開示決定に係る意見書

年 月 日

北海道監査委員 様

住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る個人情報 に含まれている自己に 関する情報の内容		
2 開示決定に対する反対 意思の有無	有	無
開示されると 支障がある部分		

3 意見		
	開示されると 支障がある理由	

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

(日本工業規格A4)

別記第11号様式 (第11条関係)

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員



年 月 日付けの

に関する情報が含まれている個人

情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示決定をしたので、通知します。

1 開示請求に係る個人情報に含まれている に に関する情報の内容	
2 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 課 等	監査委員事務局 課

	電話 (内線)
6 備 考	

1 この開示決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A4)

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式 (第23条関係)

訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員



年 月 日付けでされた個人情報の訂正請求について、北海道個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 訂正請求に係る個人情報の内容	
2 移送をした理由	

3 移 送 を し た 日	年 月 日
4 移送をした実施機関 (監査委員)の担当課等	監査委員事務局 課 電話 (内線)
5 移送を受けた実施機 関及び当該実施機関に おける担当部課等	実施機関 部 課 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正等の決定をすることになります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第16号様式の次に次の8様式を加える。

別記第17号様式（第24条関係）

個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員



年 月 日付で提供をした個人情報について北海道個人情報保護条例に基づき訂正請求があり、次のとおり訂正をしましたので、同条例第34条の規定により、通知します。

1 提供をした個人情報の内容	
2 訂正をした箇所及び内容	

3 訂 正 年 月 日	年 月 日
4 担 当 課 等	監査委員事務局 課 電話 (内線)
5 備 考	

(日本工業規格A4)

別記第18号様式（第25条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道監査委員 様

住 所
氏 名

連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第35条第1項又は同条第2項において準用する同条例第14条第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止を求める箇所	
3 利用停止を求める内容及び理由	

法定代理人による請求の場合には、次の4及び5の欄にも記入してください。

4 本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号
5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人

次の6から10までの欄は、記入する必要はありません。

6 請求者の本人確認	(1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証 (3) 旅券 (4) その他 ()
7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
8 受付年月日	年 月 日
9 担当課等	監査委員事務局 課 電話 (内線)
10 備考	

注1 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
3 開示を受けたことの確認が必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
(日本工業規格A4)

別記第19号様式（第28条関係）

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報の内容	
2 北海道個人情報保護条例第38条第1項に規	年 月 日から 年 月 日まで

定する決定期間		
3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期	延長区分	(1) 北海道個人情報保護条例第38条第2項本文 (2) 北海道個人情報保護条例第38条第2項ただし書
	理由	
	決定時期	年 月 日
4 担当課等	監査委員事務局 課 電話 (内線)	
5 備考		

(日本工業規格A4)

別記第20号様式（第29条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所及び内容	
2 利用停止をする箇所及び内容	

3	利用停止年月日	年 月 日
4	一部利用停止をする理由（一部利用停止をするときのみ記入）	
5	担当課等	監査委員事務局 電話（内線） 課
6	備考	

1 この利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第21号様式（第29条関係）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

1	利用停止を求めた箇所

2	利用停止をしない理由
3	担当課等 監査委員事務局 課 電話（内線）
4	備考

1 この非利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道監査委員に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道代表監査委員となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第22号様式（第30条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員 

年 月 日付けの異議申立てについて、北海道個人情報保護条例第40条の規定により、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

1	異議申立てに係る個人情報の内容及び決定

2 異議申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当課等	監査委員事務局 課 電話 (内線)
5 備考	

(日本工業規格A 4)

別記第23号様式 (第31条関係)

第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員



に関する情報が含まれている個人情報について、異議申立てに
対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報 (開示決定した個人情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報)	
2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報	
3 異議申立てに対する決定 (却下又は棄却する決定) の理由	

4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当課等	監査委員事務局 課 電話 (内線)
6 備考	

(日本工業規格A 4)

別記第24号様式 (第31条関係)

異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道監査委員



に関する情報が含まれている個人情報について、 年 月
日付け 第 号で非開示 (一部開示) 決定をしましたが、当該処分に係る異
議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知しま
す。

1 異議申立てに係る個人情報 (非開示とした個人情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報) のうち、 に関する情報	
2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報	
3 異議申立てに対する決定 (原処分を変更す	

る決定)の理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 課 等	監査委員事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

(日本工業規格A4)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

道 労 働 委 員 会 訓 令

北海道労働委員会訓令第2号

北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

北海道労働委員会会長 曾 根 理 之

北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令

北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第5項、第25条第3項、第29条第2項及び第31条第2項」を「第25条第5項、第29条第3項及び第36条第2項」に改める。

第6条中「第16条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第7条中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第1号中「又は別記第5号様式の個人情報開示（不存在）決定通知書」を削り、同条第2号中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第3号中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第8条を次のように改める。

（個人情報の存否を明らかにしない決定通知書）

第8条 条例第21条第2項において準用する条例第20条第1項の書面は、別記第7号様式の

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

第19条から第22条までを削る。

第18条中「第27条第1項」を「第32条」に改め、同条第1号中「別記第11号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第2号中「別記第12号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第22条とする。

第17条中「第26条第2項において準用する条例第16条第2項」を「第31条第3項」に、「別記第10号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第21条とする。

第16条中「第25条第2項」を「第29条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第15条の見出し中「個人情報」を「訂正の請求に係る個人情報」に改め、同条を第19条とする。

第14条第1項中「第25条第1項」を「第29条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項中「第25条第1項第4号」を「第29条第1項第5号」に改め、同条を第18条とする。

第13条第1項中「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第12条中「第22条」を「第26条」に改め、同条を第16条とする。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条第1項中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第8条の2中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（個人情報不存在通知書）

第9条 条例第22条の通知は、別記第8号様式の個人情報不存在通知書により行うものとする。

（開示請求事案移送通知書）

第10条 条例第23条第2項の書面は、別記第9号様式の開示請求事案移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第11条 条例第24条第1項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第24条第2項の実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第17条の規定により開示する旨及びその理由とする。

3 条例第24条第2項の書面は、別記第10号様式の個人情報の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第24条第3項の書面は、別記第11号様式の個人情報の開示決定に係る通知書による

ものとする。

第23条を次のように改める。

（訂正請求事案移送通知書）

第23条 条例第33条第1項の書面は、別記第16号様式の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

第23条の次に次の8条を加える。

（個人情報訂正実施通知書）

第24条 条例第34条の書面は、別記第17号様式の個人情報訂正実施通知書によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第25条 条例第36条第1項の利用停止請求書は、別記第18号様式の個人情報利用停止請求書（以下「利用停止請求書」という。）によるものとする。

2 条例第36条第1項第5号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の利用停止を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

（利用停止の請求に係る個人情報の開示を受けたことの確認）

第26条 知事は、利用停止の請求に係る個人情報の開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止の請求をしようとする者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（郵送等による個人情報の利用停止の請求）

第27条 第5条の規定は、郵送等による個人情報の利用停止の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示」とあるのは「利用停止」と、同条第2項中「開示を」とあるのは「利用停止を」と、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書及び開示決定通知書又は一部開示決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

（個人情報利用停止決定期間延長通知書）

第28条 条例第38条第3項の書面は、別記第19号様式の個人情報利用停止決定期間延長通知書によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第29条 条例第39条の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 個人情報の利用停止（一部の利用停止をする場合を含む。次号において同じ。）をすることと決定したとき。 別記第20号様式の個人情報利用停止決定通知書

(2) 個人情報の利用停止をしないことと決定したとき。 別記第21号様式の個人情報非利用停止決定通知書

（審査会に諮問した旨の通知）

第30条 条例第41条の通知は、別記第22号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等の通知）

第31条 条例第42条において準用する条例第24条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第42条第1号の決定をしたとき。 別記第23号様式の第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

(2) 条例第42条第2号の決定をしたとき。 別記第24号様式の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第2号様式中「7 受 理 年 月 日」を「7 受 付 年 月 日」に改め、「平成」を削る。

別記第3号様式中「平成」を削り、「第16条第2項」を「第19条」に、「第16条第1項」を「第19条第1項本文」に、「期間を延長する」を「延長区分、延長の」に、

「 理 由 」		を	「 延長区分 理 由 」

個人情報保護条例第19条第1項ただし書
個人情報保護条例第19条第2項本文
個人情報保護条例第19条第2項ただし書

に改める。

別記第4号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に改める。

別記第5号様式を削る。

別記第6号様式中「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、

「 5 備 考 」	
-----------------	--

を

「	5 備	考	」
---	-----	---	---

- 1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、

「	教 示	」
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。		

削り、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、

「	6 備	考	」
---	-----	---	---

を

「	6 備	考	」
---	-----	---	---

- 1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、

「	教 示	」
---	-----	---

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」

削り、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式（第8条関係）

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 存否を明らかにしない理由	北海道個人情報保護条例第18条に該当
3 担 当 課	北海道労働委員会事務局 課
4 備 考	

- 1 この個人情報の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第9条関係）

個人情報不存通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長



年 月 日開示請求のあった個人情報については、存在しませんでしたので、北海道個人情報保護条例第22条の規定により、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 不 存 在 の 理 由	
3 担 当 課	北海道労働委員会事務局 課 電話 (内線)
4 備 考	

- 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- （日本工業規格A4）

別記第13号様式から別記第15号様式までを削る。

別記第12号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」

- 「1 この非訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第11号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」

- 「1 この訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第10号様式中「第17条関係」を「第21条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第2項において準用する同条例第16条第2項」を「第31条第2項」に、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、「期間を延長する」を「延長区分、延長の」に、

理 由		を	延長区分	(1) 北海道個 (2) 北海道個
			理 由	

個人情報保護条例第31条第2項本文
個人情報保護条例第31条第2項ただし書

に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第9号様式中「第14条、第16条関係」を「第18条、第20条関係」に、「第24条第1項」を「第28条第1項」に、

1 訂正を求める箇所	
------------	--

を

1 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 訂正を求める箇所	

に、「2 訂正を求める内容」を「3 訂正を求める内容」に、「3及び4」を「4及び5」

に、「3 本人の氏名及び住所」を「4 本人の氏名及び住所」に、
「4 本人の未成年者又成年被後見人の別（当する番号を○印でんでください。）」

は「5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）」に、「5から9まで」を「6から10まで」に、「5 請求者の本人確認」を「6 請求者の本人確認」に、「6 請求資格確認」を「7 請求資格確認」に、「7 受理年月日」を「8 受付年月日」に改め、「平成」を削り、「8 担当課」を「9 担当課」に、「9 備考」を「10 備考」に改め、同様式を別記第12号様式とし、別記第8号様式の次に次の3様式を加える。

別記第9号様式（第10条関係）
開示請求事案移送通知書
第 号
年 月 日
様

北海道労働委員会会長

印

年 月 日付けでされた個人情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関（労働委員会）の担当課等	北海道労働委員会事務局 課 電話 （内線）
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関（ 部 課） 電話 （内線）
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をするようになります。

不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

（日本工業規格A4）

別記第10号様式（第11条関係）

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長

印

北海道個人情報保護条例に基づき、年 月 日に次のとおり

に関する情報が含まれている個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る個人情報を次の理由により開示することに対して、北海道個人情報保護条例第24条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「個人情報の開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までに御返送ください。

1 開示請求に係る個人情報に含まれている に関する 情報の内容	
2 北海道個人情報保護 条例第17条の規定によ り開示をする理由	
3 意見書の提出先 (担当課等)	(〒 -) 北海道労働委員会事務局 課 電話 (内線) FAX
4 備考	

(日本工業規格A4)

別紙

個人情報の開示決定に係る意見書

年 月 日

北海道労働委員会会長 様

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る個人情報に含まれている自己に に関する情報の内容	
--------------------------------------	--

2 開示決定に対する反対 意思の有無		有	無
3 意見	開示されると 支障がある部分		
	開示されると 支障がある理由		

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。
(日本工業規格A4)

別記第11号様式 (第11条関係)

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 [印]

年 月 日付けの

に関する情報が含まれている個人

情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示決定をしたので、通知します。

1 開示請求に係る個人情報に含まれている に関する情報の内容	
2 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け 第 号

3	開示決定をした理由	
4	開示を実施する日	年 月 日
5	担 当 課 等	北海道労働委員会事務局 課 電話 (内線)
6	備 考	

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式（第23条関係）

訂 正 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 

年 月 日付けでされた個人情報の訂正請求について、北海道個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1	訂正請求に係る個人情報 の内容	
2	移 送 を し た 理 由	
3	移 送 を し た 日	年 月 日
4	移送をした実施機関 (労働委員会)の担当課 等	北海道労働委員会事務局 課 電話 (内線)
5	移送を受けた実施機 関及び当該実施機関に おける担当部課等	実施機関 部 課 電話 (内線)
6	備 考	

注 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正等の決定をすることになります。
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

（日本工業規格A4）

別記第16号様式の次に次の8様式を加える。

別記第17号様式（第24条関係）

個 人 情 報 訂 正 実 施 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 

年 月 日付けで提供をした個人情報について北海道個人情報保護条例に基づき訂正請求があり、次のとおり訂正をしましたので、同条例第34条の規定により、通知します。

1 提供をした個人情報の内容	
2 訂正をした箇所及び内容	
3 訂正年月日	年 月 日
4 担当課	北海道労働委員会事務局 電話 (内線)
5 備考	

(日本工業規格A4)

別記第18号様式 (第25条関係)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道労働委員会会長 様

住所
氏名

連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第35条第1項又は同条第2項において準用する同条例第14条第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止を求める箇所	
3 利用停止を求める内容及び理由	

法定代理人による請求の場合には、次の4及び5の欄にも記入してください。

4 本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	電話番号
5 本人の未成年者又は成年被後見人の別 (該当する番号を○印で囲んでください。)	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人

次の6から10までの欄は、記入する必要はありません。

6 請求者の本人確認	(1) 運転免許証 (3) 旅券	(2) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ()
7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()	
8 受付年月日	年 月 日	
9 担当課	北海道労働委員会事務局 電話 (内線)	
10 備考		

注1 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類 (運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等) を提出し、又は提示してください。

2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類 (戸籍謄本等) を提出し、又は提示してください。

3 開示を受けたことの確認が必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

(日本工業規格A4)

別記第19号様式 (第28条関係)

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長

印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報の内容			
2 北海道個人情報保護条例第38条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期	延長区分	(1) 北海道個人情報保護条例第38条第2項本文 (2) 北海道個人情報保護条例第38条第2項ただし書	
	理 由		
	決定時期	年 月 日	
4 担 当 課	北海道労働委員会事務局 課 電話 (内線)		
5 備 考			

(日本工業規格A4)

別記第20号様式（第29条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所及び内容	
2 利用停止をする箇所及び内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 一部利用停止をする理由（一部利用停止をするときのみ記入）	
5 担 当 課	北海道労働委員会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

- 1 この利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A4)

別記第21号様式（第29条関係）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通

知します。

1 利用停止を求めた箇所	
2 利用停止をしない理由	
3 担 当 課	北海道労働委員会事務局 課 電話 (内線)
4 備 考	

1 この非利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道労働委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道労働委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A 4)

別記第22号様式（第30条関係）

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

年 月 日付けの異議申立てについて、北海道個人情報保護条例第40条の規定により、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報内容及び決定	
2 異議申立ての内容	
3 諮 問 を し た 日	年 月 日
4 担 当 課	北海道労働委員会事務局 課 電話 (内線)
5 備 考	

(日本工業規格A 4)

別記第23号様式（第31条関係）

第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

に関する情報が含まれている個人情報について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報（開示決定した個人情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
2 1に記載された個人	

情報のうち、開示する 情報	
3 異議申立てに対する 決定（却下又は棄却す る決定）の理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 課	北海道労働委員会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

(日本工業規格A4)

別記第24号様式（第31条関係）

異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道労働委員会会長 印

に関する情報が含まれている個人情報について、 年 月

日付け 第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人 情報（非開示とした 個人情報のうち、異議 申立人が開示を求めた 情報）のうち、 に関する情報	
--	--

2 1に記載された個人 情報のうち、開示する 情報	
3 異議申立てに対する 決定（原処分を変更す る決定）の理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 課	北海道労働委員会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

(日本工業規格A4)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道労働委員会訓令第3号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

北海道労働委員会会長 曾 根 理 之

北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令
北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程（平成10年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「北海道情報公開審査会」を「北海道情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年 3月31日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第 2 号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分		警 察 官					事務吏員 技術吏員 その他の 職 員	合計
		警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計		
組 織 別								
北 海 道 警 察 本 部		169	247	1,119	406	1,941	544	2,485
札 幌 市 警 察 部		(3)	(1)	(3)		(7)	(3)	(10)
北 海 道 警 察 学 校		12	15	42	200	269	42	311
札 幌 方 面 警 察 署		96	192	2,207	1,550	4,045	270	4,315
計		277	454	3,368	2,156	6,255	856	7,111
函館方面	本 部	23	35	152	38	248	67	315
	警 察 署	18	39	385	209	651	53	704
	計	41	74	537	247	899	120	1,019
旭川方面	本 部	23	35	181	49	288	72	360
	警 察 署	26	59	574	292	951	82	1,033
	計	49	94	755	341	1,239	154	1,393
釧路方面	本 部	26	43	190	51	310	73	383
	警 察 署	20	47	505	288	860	71	931
	計	46	90	695	339	1,170	144	1,314
本 部		18	32	96	22	168	53	221

北見方面	警 察 署	15	29	254	120	418	36	454
	計	33	61	350	142	586	89	675
合 計		446	773	5,705	3,225	10,149	1,363	11,512

- 注 1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。
2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第 3 号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第14号を第15号とし、第 9 号から第13号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 個人情報の保護に関すること。

第 6 条の 4 中第 7 号及び第 8 号を削る。

第17条中「銃器薬物対策課」を「生活経済課
生活経済課」を「生活環境課」に改める。

第18条中第 6 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 6 号とし、第10号から第13号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第19条及び第19条の 2 を次のように改める。

（生活経済課の所掌事務）

第19条 生活経済課においては、次の事務をつかさどる。

- 経済事犯の取締りに関すること。
- サイバー犯罪（インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）対策及び取締りに関すること。
- 前 2 号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。
- 電磁的記録の解析に関すること。

(5) 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関すること。

（生活環境課の所掌事務）

第19条の2 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 環境犯罪の取締りに関すること。
- (2) 保健衛生事犯の取締りに関すること（銃器薬物対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 銃砲刀剣類の取締りに関すること（銃器薬物対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 銃砲刀剣類の許可に関すること。
- (5) 火薬類の取締りに関すること（銃器薬物対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 火薬庫等の立入検査等に関すること。
- (7) 高圧ガスその他危険物の取締りに関すること。
- (8) 核燃料物質等の運搬等に関すること。
- (9) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (10) 風俗営業等の許可及び届出並びに指導取締りに関すること。
- (11) 外国人雇用関係事犯の取締りその他生活安全警察に係る来日外国人（日本の国内にいる外国人から定着居住者、在日米軍関係者及び在留資格不明の者を除いた者をいう。以下同じ。）による犯罪の捜査に関すること。

第20条の12を削り、第20条の11を第20条の12とし、第20条の10を第20条の11とし、第20条の9を第20条の10とする。

第20条の8中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、同条を第20条の9とする。

第20条の7の見出しを削り、同条中「刑事部に」の次に「、組織犯罪対策局に置くもののほか」を加え、「6課」を「5課」に改め、「捜査第四課」を削り、同条に次の1項を加える。

2 組織犯罪対策局に、次の3課を置く。

組織犯罪対策課

捜 査 第 四 課

銃器薬物対策課

第20条の7を第20条の8とし、第20条の6の次に次の1条を加える。

（刑事部の分課等）

第20条の7 刑事部に、組織犯罪対策局を置く。

2 組織犯罪対策局においては、組織犯罪対策に関する事務（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第20条の15の次に次の3条を加える。

（組織犯罪対策課の所掌事務）

第20条の16 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 組織犯罪対策の企画及び調査に関すること。

(2) 組織犯罪に係る情報の収集及び分析等に関すること。

(3) 組織犯罪の取締りに関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 国際犯罪の捜査その他刑事警察に係る来日外国人による犯罪の捜査に関すること。

(5) 国際捜査共助に関すること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定による暴力団の指定に関すること。

(7) 局内の連絡調整に関すること。

（捜査第四課の所掌事務）

第20条の17 捜査第四課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 暴力団総合対策の企画及び調査に関すること。

(2) 暴力団の排除活動に関すること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 暴力団犯罪の捜査に関すること。

(5) 企業対象暴力犯罪の捜査に関すること。

(6) 賭博犯罪の捜査に関すること。

（銃器薬物対策課の所掌事務）

第20条の18 銃器薬物対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 銃器薬物対策の企画及び調査に関すること。

(2) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(3) 麻薬、覚せい剤その他の習慣性がある薬物事犯の取締りに関すること。

第30条の2を第30条の3とし、第30条の次に次の1条を加える。

（組織犯罪対策局長）

第30条の2 刑事部組織犯罪対策局に、組織犯罪対策局長を置く。

2 組織犯罪対策局長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 組織犯罪対策局長は、警察本部長又は刑事部長の命を受け、組織犯罪対策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第33条の8（見出しを含む。）中「システム開発室」を「システム管理室」に改める。

第35条の5を削り、第35条の6を第35条の5とし、第35条の7から第35条の12までを1条ずつ繰り上げる。

第46条第2項中「銃器薬物対策課、生活経済課」を「生活経済課、生活環境課」に、「捜査第四課及び機動捜査隊」を「機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課及び銃器薬物対策課」に改める。

第47条の2第3項中「捜査第四課及び機動捜査隊」を「機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜

査第四課及び銃器薬物対策課」に、「及び捜査第四課」を「、組織犯罪対策課、捜査第四課及び銃器薬物対策課」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第4号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1中

法第5条第2項 令第3条の2第2項 （信号機の設置又は管理の委任等）	各方面	各警察署管内	信号機を設置しようとする地を管轄する警察署	を
法第5条第2項 令第3条の2第2項 （信号機の設置又は管理の委任等）	各方面	各警察署管内	信号機を設置しようとする地を管轄する警察署	に改
法第51条の8第2項 （法人の登録の申請） 法第51条の8第7項 （法人の登録の更新の申請）	各方面	各警察署管内 （住所地在北海道以外にあるもので、北海道内に事務所を有するものを含む。）	各警察署	
法第51条の13第1項 （駐車監視員資格者証の交付並びに書換え交付及び再交付の申請） 法第51条の13第1項第1号イ （放置車両の確認等に		各警察署管内		

関する技能及び知識に関して行う講習の受講の申込み及び修了証明書の再交付の申請） 法第51条の13第1項第1号ロ （認定及び認定書の再交付の申請）	各方面	（住所地在北海道以外にある者を含む。）	申請先の方面管内の各警察署
--	-----	---------------------	---------------

める。

別表2北見の項を削る。

別表3中

一般国道5号	函館市海岸町34番1号から虻田郡倶知安町北3条西1丁目13番まで	を
一般国道5号	函館市海岸町34番1号から虻田郡倶知安町北3条西1丁目13番まで	に、
一般国道5号	函館市昭和4丁目105番8から函館市石川町68番6まで	
一般国道5号	函館市石川町68番6から亀田郡七飯町字本町657番5まで	
一般国道5号	亀田郡七飯町字本町657番5から亀田郡七飯町字藤城239番2地先まで	
一般国道12号	札幌市白石区本通18丁目708番8から旭川市4条通7丁目1543番1まで	を
一般国道12号	札幌市白石区本通18丁目708番8から旭川市4条通7丁目1543番1まで	に、
一般国道12号	旭川市神居町台場321番328から旭川市神居町台場321番328まで	

「 一般国道12号	旭川市神居町台場321番66から旭川市永山町7丁目19番6まで	を	一般国道38号	富良野市字山部から上川郡清水町南2条11丁目2番1地先まで	に、
「 一般国道12号	旭川市神居町台場321番66から旭川市永山町7丁目19番6まで		一般国道38号	白糠郡白糠町西1条南2丁目1番28から釧路市北大通6丁目2番1まで	を
一般国道12号	旭川市永山町6丁目41番5から旭川市永山2条13丁目43番3まで	に、	「 一般国道38号	白糠郡白糠町西1条南2丁目1番28から釧路市北大通6丁目2番1まで	に、
一般国道12号	旭川市字近文5線3号から旭川市字近文5線4号まで	」	一般国道38号	釧路市北大通6丁目2番1から釧路市大町1番1まで	」
「 一般国道36号	札幌市中央区北1条西4丁目2番2から苫小牧市字錦岡36番まで	を	「 一般国道39号	旭川市4条通8丁目1703番5から網走市南4条東1丁目1番2まで	を
「 一般国道36号	札幌市中央区北1条西4丁目2番2から苫小牧市字錦岡36番まで		「 一般国道39号	旭川市4条通8丁目1703番5から網走市南4条東1丁目1番2まで	に、
一般国道36号	苫小牧市字錦岡から白老郡白老町高砂4丁目まで		一般国道39号	網走郡美幌町字高野67番2から網走郡美幌町字端治67番21まで	」
一般国道36号	登別市登別東町4丁目から室蘭市海岸町1丁目まで		一般国道40号	旭川市4条通6丁目3番141から上川郡比布町基線7号480番6まで	」
一般国道36号	室蘭市入江町から室蘭市山手町1丁目まで	に、	「 一般国道40号	上川郡比布町基線7号480番4から名寄市字徳田294番1まで	を
一般国道36号	室蘭市母恋北町2丁目1番から室蘭市新富町1丁目まで		一般国道40号	上川郡比布町基線7号480番4から名寄市字徳田294番1まで	」
一般国道37号	虻田郡虻田町入江から室蘭市東町3丁目9まで		一般国道40号	名寄市字徳田278番7から名寄市字砺波296番16まで	に、
一般国道37号	室蘭市陣屋町2丁目から室蘭市祝津町1丁目まで	」	「 一般国道40号	名寄市字砺波680番11から稚内市大黒2丁目9番まで	を
「 一般国道38号	富良野市新富町4489番17から富良野市字東山東大演習林76林班まで	を			」
「 一般国道38号	富良野市新富町4489番17から富良野市字東山東大演習林76林班まで	」			

「	一般国道40号	名寄市字砺波680番11から稚内市大黒2丁目9番まで	に、		一般国道230号	虻田郡虻田町字泉から虻田郡虻田町入江まで	」
	一般国道40号	稚内市大黒2丁目9番から稚内市中央2丁目1441番1まで	を		一般国道231号	札幌市北区北34条西2丁目280番21から石狩市生振122番20地先まで	」
「	一般国道40号	名寄市字砺波296番6から名寄市字砺波680番11まで	に、		一般国道231号	増毛郡増毛町暑寒町1丁目から留萌市五十嵐町2丁目8番17まで	」
	一般国道40号	名寄市字砺波296番16から名寄市字智恵文2964番25まで	に、		一般国道231号	増毛郡増毛町暑寒町1丁目から留萌市五十嵐町2丁目8番17まで	」
	一般国道40号	上川郡和寒町字三笠180番5から上川郡和寒町字三笠179番10まで	を		一般国道231号	留萌市船場町2丁目87番から留萌市船場町1丁目114番まで	」
「	一般国道44号	釧路市北大通6丁目2番1から根室市常盤町3丁目28まで	に、		一般国道232号	留萌市元川町1丁目17番1から留萌市元川町1丁目21番1まで	」
	一般国道44号	釧路市北大通6丁目2番1から根室市常盤町3丁目28まで	を		一般国道232号	留萌市元川町1丁目17番1から留萌市元川町1丁目21番1まで	」
	一般国道227号	函館市万代町166番から上磯郡上磯町字追分83番41まで	に、		一般国道232号	天塩郡天塩町字下サロベツ2392番1から留萌市元川町1丁目17番1まで	」
	一般国道228号	函館市石川町434番7から上磯郡上磯町字追分83番41まで	を		一般国道233号（深川留萌自動車道）	深川市音江町字向陽310番24から深川市深川町字メム5146番2まで	」
「	一般国道230号	虻田郡喜茂別町字相川84番地先から虻田郡喜茂別町字尻別18番地先まで	に、		一般国道233号（深川留萌自動車道）	深川市音江町字向陽310番24から深川市深川町字メム5146番2まで	」
	一般国道230号	虻田郡喜茂別町字相川84番地先から虻田郡喜茂別町字尻別18番地先まで	を		一般国道233号	深川市深川町字メム5147番1から雨竜郡沼田町字北竜208番62まで	」
	一般国道230号	虻田郡喜茂別町字尻別から虻田郡虻田町洞爺湖温泉町まで	に、		一般国道235号（日高自動車道）	苫小牧市字植苗634番2から苫小牧市字沼ノ端4街区まで	」

「一般国道235号（日高自動車道）」	苫小牧市字植苗634番2から苫小牧市字沼ノ端4街区まで		「一般国道240号	釧路市大楽毛185番50から網走郡美幌町字仲町2丁目93番1まで	を 」
一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端から勇払郡鶴川町字田浦まで	に、	「一般国道240号	釧路市大楽毛185番50から網走郡美幌町字仲町2丁目93番1まで	
一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端から苫小牧市字沼ノ端255まで		一般国道241号	上川郡弟子屈町鈴蘭2丁目693番12から阿寒郡阿寒町字オクルシュベ4番17まで	に、
一般国道235号	苫小牧市字柏原20から苫小牧市字静川まで		一般国道241号	阿寒郡阿寒町字シュリコマベツ28番4から足寄郡足寄町南1条1丁目7番先まで	」
「一般国道236号	帯広市大通南1丁目5番1地先から浦河郡浦河町大通2丁目32番まで	を	「一般国道241号	足寄郡足寄町南1条1丁目7番先から足寄郡足寄町郊南1丁目29番28地先まで	を
一般国道236号	帯広市大通南1丁目5番1地先から浦河郡浦河町大通2丁目32番まで	に、	一般国道241号	足寄郡足寄町南1条1丁目7番先から足寄郡足寄町郊南1丁目29番28地先まで	に、
一般国道236号	河西郡芽室町字西土狩から帯広市川西町西1線まで		「一般国道241号	河東郡音更町新通15丁目2番1地先から帯広市大通北1丁目4番2地先まで	を
「一般国道237号	富良野市字東山東大演習林76林班から沙流郡門別町富川南1丁目1番まで	を	一般国道241号	河東郡音更町新通15丁目2番1地先から帯広市大通北1丁目4番2地先まで	に、
一般国道237号	富良野市字東山東大演習林76林班から沙流郡門別町富川南1丁目1番まで	に、	一般国道241号	紋別郡上湧別町字北兵村三区495番2から常呂郡留辺蘂町字旭二区220番6まで	を
一般国道238号	網走市大曲1丁目16番37から網走市二見ヶ岡54番1まで		「一般国道242号	紋別郡上湧別町字北兵村三区495番2から常呂郡留辺蘂町字旭二区220番6まで	に、
「一般国道238号	網走市字二見ヶ岡54番1から稚内市潮見5丁目40番11地先まで	を	一般国道242号	紋別郡上湧別町字北兵村三区495番2から常呂郡留辺蘂町字旭二区220番6まで	
一般国道238号	網走市字二見ヶ岡54番1から稚内市潮見5丁目40番11地先まで	に、			
一般国道238号	稚内市声問4丁目429番2から稚内市声問4丁目151番1まで				
一般国道239号	紋別郡興部町字興部424から名寄市西4条南11丁目1番1まで	」			

一般国道242号	紋別郡遠軽町大通南1丁目2番45から紋別郡遠軽町大通南1丁目2番32まで	を に、 を に、 を に、 を に、 を に、 を
一般国道242号	足寄郡足寄町郊南1丁目29番28地先から中川郡幕別町字明野204番12地先まで	
一般国道242号	足寄郡足寄町郊南1丁目29番28地先から中川郡幕別町字明野204番12地先まで	
一般国道242号	足寄郡足寄町郊南2丁目から中川郡本別町西仙美里まで	
一般国道243号	網走郡美幌町大通北1丁目1番1から根室市厚床1丁目15番3まで	
一般国道244号	網走市南4条東1丁目1番2から標津郡標津町南7条東1丁目1番6まで	
一般国道244号	網走市南4条東1丁目1番2から標津郡標津町南7条東1丁目1番6まで	
一般国道244号	標津郡標津町南8条東1丁目1番1から野付郡別海町奥行9番4まで	
一般国道272号	釧路郡釧路町字別保原野国有林根釧西部森林管理署24林班ほ小班から標津郡中標津町緑町北1丁目3番まで	
一般国道272号	標津郡中標津町緑町北1丁目3番から標津郡標津町南7条東1丁目1番6まで	
一般国道272号	標津郡中標津町緑町北1丁目3番から標津郡標津町南7条東1丁目1番6まで	を に、 を に、 を に、 を に、 を に、 を
一般国道273号	河東郡上士幌町字東3線229番31地先から上川郡上川町層雲峡まで	
一般国道274号	中川郡本別町南3丁目20番6地先から白糠郡白糠町上茶路基線150番2まで	
一般国道274号	中川郡本別町南3丁目20番6地先から白糠郡白糠町上茶路基線150番2まで	
一般国道275号	石狩郡当別町蕨岱3106から石狩郡当別町栄町48番23まで	
一般国道276号	虻田郡喜茂別町字尻別18番地先から苫小牧市元中野町3丁目9番まで	
一般国道276号	虻田郡喜茂別町字尻別18番地先から苫小牧市元中野町3丁目9番まで	
一般国道333号	上川郡上川町字上越75林班わ小班から北見市仁頃町239番1まで	
一般国道333号	北見市仁頃町180番から常呂郡端野町字二区534番9まで	
一般国道333号	北見市仁頃町180番から常呂郡端野町字二区534番9まで	
一般国道334号	目梨郡羅臼町本町36番1から斜里郡斜里町字豊倉70番7まで	を に、 を に、 を に、 を に、 を に、 を
一般国道334号	斜里郡斜里町字豊倉51番18から網走郡美幌町報徳76番1まで	
一般国道335号	目梨郡羅臼町本町30番1から標津郡標津町字忠類271番まで	
一般国道336号	浦河郡浦河町字西幌別から十勝郡浦幌町字共栄97番9地先まで	
一般国道337号	石狩郡当別町ビトエから石狩市生振（生振高架橋）まで	

一般国道337号	石狩郡当別町ピトエから石狩市生振（生振高架橋）まで
一般国道337号	石狩郡当別町蕨岱3106から石狩郡当別町字当別太732番19まで

一般国道337号	石狩市新港南2丁目から小樽市銭函3丁目306番まで
----------	---------------------------

一般国道337号	石狩市新港南2丁目から小樽市銭函3丁目306番まで
一般国道391号	釧路郡釧路町字別保原野40番9から上川郡弟子屈町字弟子屈原野38線東1番1まで
一般国道391号	上川郡弟子屈町字美留和原野48線西162番1から斜里郡小清水町字北斗261番1まで

一般国道393号	小樽市若松1丁目9番から小樽市奥沢4丁目29番まで
----------	---------------------------

一般国道393号	小樽市若松1丁目9番から小樽市奥沢4丁目29番まで
一般国道450号	上川郡上川町字上越76林班り小班から紋別郡白滝村字白滝139番3まで
一般国道450号	上川郡比布町北8線12号2356番7から上川郡愛別町字愛山1105番1まで

一般国道451号	樺戸郡新十津川町字中央71番8から滝川市大町1丁目1番1まで
----------	--------------------------------

一般国道451号	樺戸郡新十津川町字中央71番8から滝川市大町1丁目1番1まで
一般国道453号	有珠郡大滝村字清陵から伊達市長和町まで

に、

を

に、

を

に、

を

に、

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

<

（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及びこれらの法令に基づく国家公安委員会規則並びに道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の規定による北海道公安委員会又は方面公安委員会に対する申請及び届出の種別、申請者及び届出者の住所地並びに経由先は、この規則による改正前の道路交通法施行細則別表1に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

申請及び届出の種別	申請及び届出者の住所地		経 由 先
	方面別	警察署別	
改正法附則第2条の規定に基づき同法第3条の施行前に行う同条の規定による改正後の法第51条の8第2項（法人の登録の申請） 改正法附則第2条の規定に基づき同法第3条の施行前に行う同条の規定による改正後の法第51条の8第7項（法人の登録の更新の申請）	各方面	各警察署管内 （住所地が北海道以外にあるもので、北海道内に事務所を有するものを含む。）	各警察署
改正法附則第2条の規定に基づき同法第3条の施行前に行う同条の規定による改正後の法第51条の13第1項（駐車監視員資格者証の交付並びに書換え交付及び再交付の申請） 改正法附則第2条の規定に基づき同法第3条の施行前に行う同条の規定による改正後の法第51条の13第1項第1号イ（放置車両の確認等に関する技能及び知識に	各方面	各警察署管内 （住所地が北海道以外にある者を含む。）	申請先の方面管内の各警察署

関して行う講習の受講の申込み及び修了証明書の再交付の申請）
改正法附則第2条の規定に基づき同法第3条の施行前に行う同条の規定による改正後の法第51条の13第1項第1号ロ
（認定及び認定書の再交付の申請）

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正後の道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）別表3に掲げる道路（この規則による改正前の道路交通法施行細則別表3に掲げる道路を除く。）を通行した自動車についての新規則第10条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第5号

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部を改正する規則

北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則（平成13年北海道公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第42条」を「第29条」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができま す。」

「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知っ

する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 める。 別記第11号様式中「平成」を削り、「北海道情報公開審査会」を「北海道情報公開・個人情報保護審査会」に改める。 別記第12号様式及び別記第13号様式中「平成」を削る。 附 則 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の規定は、この規則の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。	「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 る。 別記第5号様式中「平成」を削り、 「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」 「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」 る。 別記第6号様式中「平成」を削り、 「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」 「1 この存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第45号 北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成17年3月31日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部を改正する規程 北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程（平成13年北海道警察本部告示第119号）の一部を次のように改正する。 第1条中「第42条」を「第29条」に改める。 別記第2号様式及び別記第3号様式中「平成」を削る。 別記第4号様式中「平成」を削り、 「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」	

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

る。

別記第7号様式中「平成」を削り、

「 この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」

「 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

る。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「平成」を削る。

別記第10号様式中「平成」及び「この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができますが、開示を実施する日までに審査請求及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、 に関する情報が開示されますので御了承ください。」を削り、

6	備	考
---	---	---

を

6	備	考
---	---	---

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができますが、開示を実施する日までに審査請求及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「平成」を削る。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。